

新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の受付を行っています

○申込み方法

☆郵送で申請する場合

お電話で郵送希望の旨をお伝えください。申込書類と記入例、返送用封筒をお送りいたします。返送の際には

- ・記入、押印した申込書類
- ・本人確認書類のコピー
- ・通帳またはキャッシュカードのコピー
- ・住民票（続柄明記、世帯全員記載のもの）

を同封のうえご返送ください。

※印鑑の押し忘れにはご注意ください

☆窓口で申請する場合

月曜～金曜（祝日は除く） 9時30分～17時の間に受付ができます。

- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・住民票（続柄明記、世帯全員記載のもの）

を持参し来所してください。

詳細については、西成区社会福祉協議会までお問い合わせください。

西成区社会福祉協議会

住所：大阪市西成区岸里1-5-20 西成区合同庁舎8階
電話：06-6656-0080

緊急小口資金

(新型コロナウイルス感染症特例) のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付金額 20万円以内（特別な場合）

※その他の場合は 10万円以内

特別の場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき ■世帯員が4人以上の世帯
- 世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- 世帯員に個人事業主等があり、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

- | | |
|--------|-------------|
| ●利子 | 無利子 |
| ●据置期間 | 1年以内 |
| ●償還期間 | 2年（24回払い）以内 |
| ●連帯保証人 | 不要 |

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（減収または失業した方が申込者となっています）

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕※詳細については裏面をご覧ください

- ①本人確認書類
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類
 - ③印鑑
 - ④住民票の写し（世帯員全員・続柄記載のもの）
 - ⑤銀行通帳又はキャッシュカード
- 〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕
- ⑥借入申込書兼同意書
 - ⑦借用書
 - ⑧収入の減少状況に関する申立書
 - ⑨その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（申込者名義に限る）に振り込みます。送金は貸付決定後、隨時行います。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後（1～12ヶ月）です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

〔ご返済金額〕【例】

10万円の場合 1回目～23回目 ⇒4,160円
最終回（24回目） ⇒4,320円

20万円の場合 1回目～23回目 ⇒8,330円
最終回（24回目） ⇒8,410円

■ 貸付できない世帯

- 生活保護受給中の世帯
- この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- 破産申立手続中の方
- 本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、住基カード等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。ご用意できない場合は無くとも構いません。
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものご用意ください。
④住民票の写し	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤通帳またはキャッシュカード	振込及び引き落としを希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求めることがあります。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会

住所 大阪市西成区岸里 1-5-20 西成区合同庁舎 8階

電話 06-6656-0080

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。

○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。

○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。

○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。

○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。

○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。

○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません

署名

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和 年 月 日	受付日	/	受付社協	西成区社会福祉協議会			
申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括	
借入申込者 フリガナ名				印	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日 (満 歳)
現住所	(〒 557- 大阪市西成区)							
勤務先名称または職業				勤務先等住所	電話 ()			
借入申込者の世帯状況 フリガナ名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)			
1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
2	夫・妻・子・父・母・ その他		T · S · H · R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
3	夫・妻・子・父・母・ その他		T · S · H · R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
4	夫・妻・子・父・母・ その他		T · S · H · R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主			
その他 名								
貸付金振込先 金融機関				支店名			預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 · <input type="checkbox"/> 当座
口座番号				口座名義人(カタカナ)				
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 <input type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため							
本特例貸付の利用実績; <input type="checkbox"/> A.今回が初めての借入 <input type="checkbox"/> B.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)								
外国籍の方で在留期間が1年以内の方; <input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定								

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会长 殿

(借受人)

住 所	大阪市西成区	捺印
氏 名		印
生年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間 (最大 12 か月)	<input type="checkbox"/> 12 か月	<input type="checkbox"/> その他 (か月)
	償還期間 (最大 24 か月)	<input type="checkbox"/> 24 か月	<input type="checkbox"/> その他 (か月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還	<input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- 上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- 繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に關し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出すること。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 改名・改姓したとき。

(3) 死亡、または所在不明になったとき。

(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2 年 月 日 借受人 住所 大阪市西成区

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	
勤務先所在地	〒 一 TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 2 年 月 日

（借入申込者） 住 所 大阪市西成区 _____

氏 名 _____ (印)

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
大阪府社会福祉協議会 会長 殿

申込者 1つでも該当しないものがあれば、貸付の対象
記入とはなりません。
貴社会福祉協議会は、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
私は現在、生活保護を受給していません。
私は現在、自己破産の手続きを行っています。
本貸付必ず自筆の署名をお願いします。
私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っています。
私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
私は、貴協議会が必要に応じ官公署からね、又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めるに同意します。
貸付審査の結果、貸付不承認となった場合は、理由は開示されないことに同意します。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。
 ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 イ 世帯員に要介護者がいるとき。
 世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。
 エ 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

特に希望がなければ 20万円以内の金額を記入してください	記入年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	● ● 一郎
---------------------------------	----------------------	--------

※太枠内をご記入ください。

支店 この欄は担当職員が記入します。

申込金額 20 万円	据置期間 <input checked="" type="radio"/> 2か月 (12か月以内) <input type="radio"/> その他()か月	償還期間 <input checked="" type="radio"/> 24か月 (24か月以内) <input type="radio"/> その他()か月	償還方法 <input checked="" type="radio"/> 月賦 <input type="radio"/> 括
------------	--	---	---

借入申込者 フリガナ イチロウ 希望がない場合は、アを選択してください。 一郎	印	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 大正 年 月 日 昭和 3月 25日 平成 (満 40歳)
現住所 (〒) 一〇〇市■■●●-●	「据置期間」とは返済が猶予される期間です。	「償還期間」とは返済をする期間です。	希望がない場合は、月賦をチェックしてください。
勤務先名称または職業 飲食店経営	勤務先等住所	自宅電話 携帯電話 〇〇市★★●●-● 電話 ●● (●●●) ●●●	

借入申込者の世帯状況 フリガナ 会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。 本人 大正=1、昭和=5、平成=H、令和=R	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等) ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
1		
2 モモコ 桃子 夫・妻・子・父・母・その他 40 T・S・H・R ●●年●●月●●日	●●薬局	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3 ココ こころ 夫・妻・子・父・母・その他 11 T・S・H・R ●●年●●月●●日	★★小学校	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4 夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
その他 名	借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。	

貸付金振込先 本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借りる場合は「イ」に□をご記入ください。座名義人(カタカナ)	支店 イチロウ	預金種別 <input checked="" type="radio"/> 普通・ <input type="radio"/> 当座
---	---------	--

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減	<input checked="" type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため
--	---

本特例貸付の利用実績; <input checked="" type="checkbox"/> ア.今回が初めての借入 <input type="checkbox"/> イ.すでに借入したことがある	特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに□をご記入ください。
外国籍の方で在留期間が1年以内の方; <input checked="" type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定	

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに□をご記入ください。

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額

20

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会会長
(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。

住 所	大阪市西成区■■●●-●			捺印
氏 名	●● 一郎			印
生年月日	大正 昭和 平成	●●年	3 月	25 日生

氏名横と同じ印鑑を押印して
ください。

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)	
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)	
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還	<input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- 上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- 繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関へ行います。

借入申込書と同様の期間、償還
方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	市区町村社協
この欄は担当職員が記入します。					

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 儚還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出すること。

(5) 住所を変更したとき。

(6) 改名・改姓したとき。

(7) 死亡、または所在不明になったとき。

(8) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求める。貸付金の交付を取り消す場合がある。

(5) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(6) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(7) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(8) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2 年 ●月 ●●日

借受人

住所

大阪市西成区■■●●-●

氏名

●● 一郎

印

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	飲食店経営	借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。
勤務先所在地	〒 ***-*** ○○市★★●●-●	TEL ●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。	
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。	
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少	

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住 所 大阪市西成区■■●●-●

氏 名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項目	確認事項	チェック
(1)借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> 申込書2か所に「<u>氏名</u>」記入・1か所「<u>押印</u>」(太枠内) した 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「<u>押印</u>」した 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「<u>押印</u>」した 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「<u>押印</u>」した 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2)住民票	<ul style="list-style-type: none"> 住民票に世帯全員が記載されている 借入申込書と住所が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3)通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの本人確認書類をコピーし同封した <ul style="list-style-type: none"> ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 	<input type="checkbox"/>
(5)同封書類	<ul style="list-style-type: none"> すべての書類が揃っている <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー） 	<input type="checkbox"/>

総合支援資金【生活支援費】

(新型コロナウイルス感染症特例) のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「総合支援資金【生活支援費】(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付上限 (単身世帯) 月 15 万円以内

(複数世帯) 月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 カ月以内

●利子	無利子
●据置期間	1年以内
●償還期間	10年(120回払い)以内
●連帯保証人	不要

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 世帯内で減収または失業した方が申込者になっていただきます。

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

[ご本人にご用意いただくもの] ※詳細は裏面をご覧ください。

④本人確認書類

⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少又は失業したことが確認できる書類

⑥印鑑 ④住民票の写し(世帯員全員・続柄記載のもの)

⑤貸付金振込先口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

[市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの]

⑥借入申込書 兼 同意書 ⑦借用書 ⑧収入の減少状況に関する申立書

⑨その他、本会が指定する書類

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座(申込者名義に限る)に振り込みます。

送金は貸付決定後、隨時行います。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後(1~12ヶ月)です。償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付できない世帯

生活保護受給中の世帯

この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯

借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合

破産申立手続中の方

本会が貸付不適当と判断する世帯

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6776-2232

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、パスポート、健康保険証等
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。ご用意できない場合は無くとも構いません。
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものご用意ください。
④住民票の写し	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 <u>※マイナンバーは記載しないでください。</u>
⑤通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込を希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード(本人名義に限る)

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求めることがあります。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をつけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会

住所 大阪市西成区岸里1-5-20 西成区合同庁舎8階

電話 06-6656-0080

総合支援資金特例貸付借入申込書

受付番号		受付		市町村社協 都道府県社協	令和 年 月 日 令和 年 月 日	
借入申込者	フリガナ	印	性別	□男 □女	生年 月日	大正・昭和・平成 年 月 日 ()歳
	氏名					
	フリガナ	電話番号(連絡先)				
	住所	〒557- 大阪市西成区			固定	()
	勤務先名称 または職業		勤務先等 住所	携帯 ()		
			〒 電話 ()			
世帯の状況	氏名		続柄	年齢	生年月日	勤務先、学校名等
	1			本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R
	2	フリガナ		夫・妻・ 子・父・ 母・ その他		T · S · H · R 年 月 日
	3	フリガナ		夫・妻・ 子・父・ 母・ その他		T · S · H · R 年 月 日
	4	フリガナ		夫・妻・ 子・父・ 母・ その他		T · S · H · R 年 月 日
	その他 名					
借入理由						
借入希望額		借入月額	万円	借入総額	万円	
		借入期間	令和 年 月	~	令和 年 月	
据置期間		ア. 12か月 イ. その他()か月		償還期間	ア. 120か月 イ. その他()か月	
貸付金振込先		金融機関	支店名		預金種別	□普通・□当座
		口座番号	口座名義(カタカナ)			
緊急小口資金特例貸付の 利用実績		□ ア. 利用した (借入額 万円) □ イ. 利用していない				
大阪府社会福祉協議会会長 殿						
<input type="checkbox"/> 私は別添留意事項を承認のうえ、上記のとおり総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。 <input type="checkbox"/> 貸付け後は、早期自立に努めます。 <input type="checkbox"/> 私は現在、生活保護を受給していません。 <input type="checkbox"/> 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。 <input type="checkbox"/> 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。 <input type="checkbox"/> 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。 <input type="checkbox"/> 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。 <input type="checkbox"/> 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当制情報の提供を求めるに同意します。 <input type="checkbox"/> 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕 <input type="checkbox"/> 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。						
令和 2 年 月 日						
借入申込者 (印)						

総合支援資金特例貸付

借 用 書

借用金額	万円	借入月額	万円×___か月
借入期間	令和___年___月から令和___年___月までの___か月間		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和___年___月___日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	大阪市西成区
氏 名	印
生年月日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日

捨 印

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	<input type="checkbox"/> 12 カ月	<input type="checkbox"/> その他 (___ カ月)
	償還期間	<input type="checkbox"/> 120 カ月	<input type="checkbox"/> その他 (___ カ月)
	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還	<input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸 付 け コ ー ド	受 付 番 号	
				市区町村社協	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に關し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 債還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出すること。

(9) 住所を変更したとき。

(10) 改名・改姓したとき。

(11) 死亡、または所在不明になったとき。

(12) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(9) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(10) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(11) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(12) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 2 年 月 日

借受人

住所 大阪市西成区

氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、該当の協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	
勤務先所在地	〒 一 TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

（総合支援資金の申込の場合のみ記載）

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・失業等給付 ・年金 ・その他 ()
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	（生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等）

令和 2 年 月 日

（借入申込者） 住 所 大阪市西成区 _____

氏 名 _____ (印)

総合支援資金特例貸付借入申込書

この欄は担当職員が記入
します。

必ず自筆の署名を

お願いします。

受付	市町村社協 都道府県社協	令和 年 月 日 令和 年 月 日
----	-----------------	----------------------

フリガナ	●● タロウ	印	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 □女	生年 月日	大正・昭和・平成 58 年 4 月 30 日 (37) 歳
氏名	●● 太郎					
フリガナ						電話番号(連絡先)
住所	〒123-4567 ××市○○1-1-1				固定 ××××-××-×××× 携帯 090-××-××××	
勤務先名称 または職業	無職			勤務先等 住所	〒 電話 ()	

	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先、学校名等
1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R	
2	フリガナ ●● ハナコ ●● 花子	夫・妻・ 子・父・ 母・ その他	37	T · S · H · R 年 月 日	主婦
3	フリガナ ●● イチロウ ●● 一郎	夫・妻・ 子・父・ 母・ その他	5	T · S · H · R 年 月 日	幼稚園
4	フリガナ ●● ジロウ ●● 二郎	夫・妻・ 子・父・ 母・ その他	2	T · S · H · R 年 月 日	
その他 名					

借入理由 「据置期間」とは返済 が猶予される期間です。 借入希望額	新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、収入が減少したことから、緊急小口資金の貸付を利用していたが、会社から解雇を受け、就労収入がなくなったため、総合支援資金の貸付を申し込むこととした。				
	借入月額	20万円	借入総額	3月以内	60万円
	借入期間	令和 2 年 5 月 ~ 令和 2 年 7 月			
据置期間	ア 12か月 イ. その他()	希望がない場合は、アを選択してください。	償還期間	ア 120か月 イ. その他()か月	借入月額 × 借入期間
貸付金振込先	金融機関 ●●銀行	支店名 ●●支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・□当座	
緊急小口資金特例貸付 の 利用実績	□ ア. 利用した (借入額 20 万円) <input type="checkbox"/> イ. 利用してない 「償還期間」とは返 済をする期間です。				

大阪府社会福祉協議会会長 殿

○私は別添留意事項を承認のうえ、上記のとおり総合支援資金特例貸付を借り入れたく申し込みます。

○貸付け後は、早期自立に努めます。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。

○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。

○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。

○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

○私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。

○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当情報の提供を求めるに同意します。

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するものである団体」を指します。〕

○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

必ず自筆の署名を
お願いします。

令和 2 年 4 月 30 日

借入申込者

●● 太郎

総合支援資金特例貸付
借 用 書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借用金額	60万円	借入月額	20万円× <u>3</u> か月
借入期間	令和 <u>2</u> 年 <u>5</u> 月から令和 <u>2</u> 年 <u>7</u> 月までの <u>3</u> か月間		

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長 殿 (借受人)		押印、捺印ともに同じ印を押してください
住 所	大阪市西成区○○1-1-1	
氏 名	●● 太郎	印
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 4月 30日生	

捺印



[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	<input checked="" type="checkbox"/> 12カ月	<input type="checkbox"/> その他 (カ月)
	償還期間	<input checked="" type="checkbox"/> 120カ月	<input type="checkbox"/> その他 (カ月)
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還	<input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地区	年 度	資 金	貸 付 け コ ー ド	受 付 番 号	
				この欄は担当職員が記入します。	

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することができます。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出すること。

(13) 住所を変更したとき。

(14) 改名・改姓したとき。

(15) 死亡、または所在不明になったとき。

(16) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

(13) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。

(14) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合

(15) 故意に償還金の支払いを怠った場合

(16) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

必ず、自筆・押印をお願いします。

令和 2 年 ●月 ●日

借受人

住所

大阪市西成区○○1-1-1

氏名

●● 太郎

印

収入の減少状況に関する申立書

大阪府社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称や職業をご記入ください。

勤務先名称または職業	無職
勤務先所在地	〒
TEL	()
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約25万円でした。
減少後の収入	令和2年5月時の月額所得（手取り）は、約0万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルスの影響で、会社の業績が悪化し、解雇となったため。

（総合支援資金の申込の場合のみ記載）

利用中の他の公的給付（該当するものに○）	・失業等給付 ・年金 ・その他 ()
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等) ・失業保険を月額約9万円受給。 ・生計維持に月額約25万円が必要であるため。

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

受給している公的給付の金額や、貸付が必要な理由について、可能な範囲で具体的にご記入ください。

令和●年 ●月 ●日
(借入申込者) 住 所 大阪市西成区○○1-1-1

氏 名 ●● 太郎

(印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項目	確認事項	チェック
(2) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	<ul style="list-style-type: none"> 申込書2か所に「氏名」記入・1か所「押印」(太枠内)した 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 住民票	<ul style="list-style-type: none"> 住民票に世帯全員が記載されている 借入申込書と住所が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの本人確認書類をコピーし同封した <ul style="list-style-type: none"> カ. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） キ. パスポート ク. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） ケ. 健康保険証 コ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 	<input type="checkbox"/>
(5) 同封書類	<ul style="list-style-type: none"> すべての書類が揃っている <ul style="list-style-type: none"> a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー） 	<input type="checkbox"/>

※(2)住民票、(3)通帳またはキャッシュカード、(4)本人確認書類については、以前に緊急小口資金（コロナウイルス特例）を西成区社会福祉協議会で申込みをした方は提出が不要です。